

男女共同参画情報紙

2010. 12. 1

11号



いきいき羽生。夢みる羽生。

みらい

ひとひと
女と男 ともに輝く社会をめざして

特集

どうやって進めているの？男女共同参画

— 自分らしく豊かに生きるために —



絵：若菜ひとし・きよこ

男女共同参画推進の拠点施設
羽生市女性センター（パープル羽生）



男女共同参画社会をつくるための5つの基本理念



男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会の確保

国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩み、他の国々や国際機関と相互に協力

社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を検討

基本理念

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等を行う

政策等の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保

「男女共同参画社会」ってどんな社会？

「男女が互いにその人権を尊重しつつ、役割も責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。女性にとっても男性にとっても、自分らしく生きることができる、そんな社会です。



大好きな子どもたちに囲まれて幸せです。

私は車が大好き。大きなトラックの運転手になりたい！



只今 休業中よ！



身近なところから、実践してみませんか？

市民のみなさんは

- ★家庭では家事・育児・介護等「自分だけ…」でなく、みんな協力しましょう
- ★あらゆる分野で、自分の能力を積極的に発揮しましょう
- ★地域活動、講演会等に積極的に参加し、知識・能力を高めるとともに様々な分野の人と交流しましょう



企業は

- ★性による労働種別・賃金格差を解消しましょう
- ★育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりを進めましょう
- ★仕事と家庭を両立しやすい仕組みを整えましょう
- ★ハラスメントのない職場づくりを進めましょう

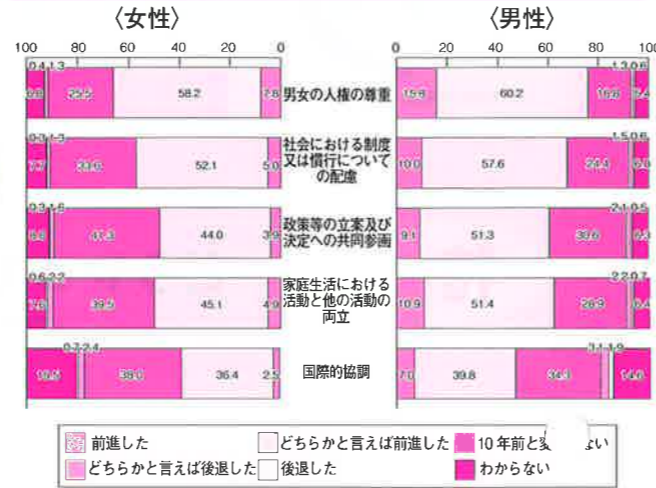


厚生労働省のイクメンプロジェクト始動
育める男が、家業を支える、社会が動く。
厚生労働省は2010年6月17日より「イクメンプロジェクト」を始動しました。働く男性が、育児に積極的に参加することや、育児休業を取得することができるよう、社会の機運を高めることを目的としています。

どうやって進めているの？男女共同参画

1999年（平成11年）男女共同参画社会基本法が施行。男女が互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための法律です。施行以後様々な取組みが行われてきました。施行から11年が経ち改めて男女共同参画社会について考えてみたいと思います。

男女共同参画社会基本法の理念の実現状況についての評価



出典：「男女共同参画白書平成21年版」

上のグラフは、それぞれの理念について10年間で進んだかどうかを表したものです。全体的にはどちらかといえば前進したと考える人が多くなっています。特に女性よりも男性の方が、5つの項目すべてで前進したと考える割合が高くなっています。

市は

羽生市の現状は？

平成18年度実施の*市民意識調査によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分担を肯定する考え方がまだまだ根深く残っている現実が伺えます。また慣習やしきたり・社会通念の分野においても「男性が優遇されている」と感じている人が多いようです。これらのことから、性別にとらわれることなく、あらゆる分野において参画できる意識の啓発が必要です。このため、市では第2次はにゆう男女共同参画プランに沿って様々な分野で事業を推進しています。今回は男女共同参画推進の拠点施設である女性センターの主な取組みを紹介します。

啓発事業

- ★情報紙・広報紙を通して意識の啓発を行っています。



- ★「男女共同参画セミナー」を年2回開催しています。

「きらめく人シリーズ」と題して各方面で活躍している市民が講師



—コスモスの花のように— 土に生きて (H22.7.10)

講師 『コスモス工房』初代会長 奥澤 近子氏
内容：農業一筋、土とともに生きてきた人生と「いがまんじゅう」でお馴染みの「コスモス工房」を地元の仲間たちと立ち上げ運営されてきたお話でした。
*次回は23年3月5日に開催予定です。お楽しみに！（詳しくはみらい掲示板をご覧ください。）

- ★「女と男のフォーラム」を年1回開催しています。

(国の男女共同参画週間(6月23日から29日)行事として開催)



—女性がなければ朝はこない— (H22.7.3)

講師 埼玉純真短期大学学長 藤田 利久氏
内容：神話の時代から現代までの女性を通して、人間としての生き方、あり方などを学びました。また、アトラクションに純真のフィットネス部ほか有志のみなさんのダンスや歌の披露もありました。

学習事業

- ★職業支援講座等学習の機会を提供しています。

- ・調理師資格取得準備講座の開催(10回)
*過去合格者数：19年度6名・20年度2名・21年度13名
- ・簿記(3級)講座の開催(16回)
*過去合格者数：19年度1名・20年度6名・21年度1名
- ・その他再就職準備セミナーなど実施



経理の仕事に就くことができました

託児付なので安心で～あ

料理教室の先生になれました！

相談事業

- ★専門カウンセラーによる「女性相談」を実施しています。毎月第1・2・4水曜日 正午～3時(要予約)

*21年度実績 相談人数 69人 相談件数 174件
DVを含め、(夫婦や親子関係・子育てや介護・生き方・人間関係など)どんな些細なことでも一人で悩まないでお気軽にご相談ください。

各種審議会等委員への女性の登用状況

羽生市では、各種審議会等の女性登用率30%を目指しています。平成22年6月1日現在

審議会数	35	総委員数	566人	女性比率
うち女性委員を含む数	25	うち女性委員	116人	20.5%

*国33.2%(H21.9.30現在)・県35.1%(H22.4.1現在)

*市民意識調査は5年毎に実施しています。18年度の固定的性別役割分担に同感しない人の割合が46.5%でした。次回23年度は50%を超えることを期待しています。

みらい掲示板

埼玉県DV防止出前講座

DV防止研修会を開催しました

羽生市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会研修会を去る10月14日開催し、DV防止及び児童虐待に関する基礎的な知識を学びました。

「DV防止と児童虐待」

講師 さいたまウィメンズスペース
相談員 遠山 恭子氏



DVや児童虐待を受けた被害者は、心や身体に深い傷を負います。特に子どもの場合は情緒面・行動面・発達面に影響が出るだけでなくト

ラウマとして精神的なダメージを受け、暴力が世代間で引き継がれていくことがあるそうです。対応には注意深く丁寧に相談にのってあげることが大切という事など事例をもとに貴重なお話を伺いました。

男女共同参画セミナー 多様な生き方に学ぶ

このセミナーは、各方面で活躍され、今、まさに輝いている人を順次お招きし、生き方、仕事振りを皆さんとともに学ぶことを目的に、「きらめく人シリーズ」として実施しております。

きらめく人シリーズ第9回

講師 藍染め作家 鈴木 道夫 氏
演題 「藍に惹かれて」



和装業界にて友禅と出会い、染物の魅力に惹かれる。地元「羽生」の藍染めに着目し羽生市にて藍染工房をはじめ。和装以外にも、洋装・服飾小物インテリアなどオリジナル作品の製作に取り組む。

- 日 時 平成23年3月5日(土) 午後2時～4時
- 会 場 パープル羽生 多目的ホール
- 定 員 80名(先着順)
- 申し込み 2月末日までにパープル羽生へ
電話 561-1681
- 託 児 無料 ※2才から未就学児(要予約)

パープルふれあい広場のご利用を!

パープル羽生では、たくさんの方々の「ふれあいの場」として、さまざまなジャンルの音楽や踊り・語りなどを取り入れて皆さんに楽しんでいただいています。

お友達を誘って、お気軽にお越しください。



- ◆開催日時 毎月第2日曜日 午後1時～3時
- ◆会 場 パープル羽生 多目的ホール

女性のための相談室 ～ひとりで悩まないで～

女性のさまざまな悩みの相談を女性の専門カウンセラーがお受けします。

夫・パートナーからの暴力で悩んでいるあなた。ひとりで悩まずご相談ください。

秘密厳守・無料です。

- ◆日 時 毎月第1・2・4水曜日(祝日を除く)
正午～午後3時
- ◆要予約 電話048-561-1681
(羽生市女性センター)
- ◆相談専用電話 048-563-5272

女性人材リスト登録者募集

市では、男女共同参画社会の実現のために市の様々な審議会などの委員になってくださる方や、ボランティア団体等の協力者、研修会講演会などの講師になってくださる方のデータバンクとして、「女性人材リスト」を作成しています。男女共同参画に興味のある方、自分のキャリアや得意分野、隠れた才能を生かしたい方のご応募、ご推薦をお待ちしています。

- ◆応募対象者 20歳以上の方
希望される方は羽生市女性センター(パープル羽生) 561-1681へご連絡ください。

編集後記

男女共同参画の活動開始より11年。この制度がたんぼぼの綿毛のように広がり根付くように、『みらい』より伝達することができたのなら幸いです。さらなる「進歩」をめざして……。

- 発行 羽生市総務部人権推進課
〒348-0053 羽生市南5-4-3
羽生市女性センター(パープル羽生)
TEL 048-561-1681 FAX 048-562-1889
- 企画・編集 羽生市男女共同参画情報紙編集委員
- 表紙題字 羽生市長 河田 晃明